

お客様各位

株式会社日本航空インターナショナル
全日本空輸株式会社
日本貨物航空株式会社

IATA規則改訂に伴うリチウム金属、リチウムイオン電池取り扱いについて(改定第2版)

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素は航空輸送の安全につきご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、IATA 危険物規則書 51 版の発効(2010年1月1日)にあわせ、当文書一部内容を変更いたします。変更点につきましては、文中青文字で表記しております。

お客さまにおかれましては、今後とも、リチウム電池航空輸送の安全確保、円滑なハンドリングにご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 各リチウム電池包装基準 Section II に基づく適用除外での輸送について(Excepted Lithium Batteries)

(1) 該当する各包装基準/Packing Instruction (PI 965、966、967、968、969 及び 970)の中の Section II の要件をご確認下さい。

(2) 運送状(Air Waybill)への記載

下記の内容を 運送状(AWB)にご記入下さい。但し、記入スペース等の関係で、難しい時は、別紙にご記入いただいても構いません。その時は、下記の①から④の項目全てを別紙にご記入下さい。この場合でも①については、必ず運送状にもご記入下さい。なお、IATA危険物規則書 51 版より、別添1のカテゴリー4、7 に該当する場合にも、①の記載が求められております。

①リチウム電池が含まれていること及び各包装基準のSection II の扱いであることについて、航空貨物運送状「取り扱い注意欄(Handling Information欄)」に、「Lithium xxx batteries」、「Not restricted」及び該当する包装基準番号をご記入ください。

例) Lithium ion batteries, NOT RESTRICTED as per PI 9xx. または、
Lithium metal batteries, NOT RESTRICTED as per PI 9xx もしくは、
Lithium ion and metal batteries, NOT RESTRICTED as per PI 9xx and PI9xx.

②万が一、包装物がダメージを受けた場合火災の危険があるため取り扱いに注意が必要であることについて、次の例を参考にご記入下さい。

例) This package must be handled with care and a flammability hazard exists, if the package is damaged.

③包装物がダメージを受けた時の対処法等、包装基準の要件に従い英文でご記入下さい。

例) Do not damage or mishandle this package. If the package is damaged, the package must be inspected and if necessary, batteries must be repacked so as to prevent short circuit.

④追加情報の必要な時の連絡先電話番号をご記入下さい。

例) Contact TEL Number : 81-476-33-XXXX (日本)
1-800-424-XXXX 1-703-527-XXXX(米国) など。

(3) 包装物の落下試験

包装基準の中で、落下試験要件のあるものは、必ず落下試験(1.2m)に合格した包装をご使用下さい。特に、機器と電池を同梱する場合は、機器を含む状態での落下試験が課せられます。尚、試験結果の保存をお願い致します。何らかの異常が認められた時、また事故が発生した場合、航空会社または、管轄する公的機関より、提出を求められることがあります。

(4) リチウム電池取扱ラベルの貼付

IATA 危険物規則書 7.2.4.7 に示された Lithium Battery Label の貼付が必要です。ラベルには①Lithium ion battery ②Lithium metal battery ③Lithium ion and metal battery の何れかの記載とともに、追加情報の必要な時の連絡先を記入してください。

Lithium Battery Label は 2 面にまたがる事のないように貼付して下さい。包装物のサイズ等により 1 つの面に貼付することが難しい時は、十分なサイズの別の包装物をご用意下さい。

但し、機器に組み込まれた電池を輸送する場合、電池がセルであれば 4 個以下、又は組電池であれば 2 個以下の場合、当該ラベルの貼付は免除されます。(別添1 カテゴリー4、7)

(5) Watt-hour の表記

リチウムイオン組電池(100Wh 以下)は、Watt-hour rating を、電池ケース外表面に表記する必要があります。但し、2008 年 12 月 31 日以前に製造されたリチウムイオン電池については、2010 年 12 月 31 日まで表記が免除されます。

(6) 梱包(パッキング)とオーバーパック

梱包とは、「電池単体」、「機器と電池(同梱)」または、「機器に組み込まれた電池」を収めた航空輸送に耐えうる、また各包装基準を満足する最小単位の梱包を指します。また、この梱包は各包装基準(Packing Instruction)の中で求められる、Strong Outer Packaging にあたります。

ラベルの貼付、数量制限、落下試験(必要な場合)は最小単位の梱包に課されます。

最小単位の梱包をオーバーパックする(便宜上 1 個以上の梱包を一纏めにする)ことは可能です。オーバーパックした場合、オーバーパックの数が AWB 上の個数となります。

オーバーパックする場合で、オーバーパック内の包装物に貼付されたリチウム電池取扱ラベルが視認できない場合には、オーバーパック上に「OVERPACK」のマーキングをすると共に、リチウム電池取扱レベルを再表示願います。(IATAのガイダンスドキュメントに従い、PI966 およびPI969 についても同様の取り扱いをお願いいたします)

(7) その他

政府および運航者例外規定(State & Operator variations)にもご注意下さい。特に米国規定USG-02 では、UN3090 - (Primary/non-rechargeable) lithium metal batteries and cellsの旅客機での輸送を禁止しています。また、UN3091 - (Primary /non-rechargeable) lithium metal batteries and cells packed with or contained in equipmentについても、49CFR関連規定に適さない包装物は旅客機での輸送が禁止されています。

2. 各リチウム電池包装基準 Section I に基づく輸送について(Fully Regulated Class 9 Lithium Batteries)

該当する各包装基準/Packing Instruction (PI 965、966、967、968、969 及び 970)の Section I に記載の要件をご確認下さい。

3. その他 詳細につきましては、各航空会社にお問合せ願います。

4. 別紙1 リチウム金属・リチウムイオン電池取扱早見表

(リチウム電池包装基準 Section II に基づくラベル、表示、AWB)

以上

適用除外扱い電池のカテゴリー			
	電池単体	機器同梱の電池	機器に組み込まれた電池
イオン電池 Ion Battery	1 (PI 965)	2 (PI 966)	5個以上のセルまたは、3個以上の組電池
			4個以下のセルまたは、2個以下の組電池
金属電池 Metal Batteries	5 (PI 968)	6 (PI 969)	7 (PI 970)
			8 (PI 970)

リチウム電池取り扱いラベル



IATA危険物規則書51版
FIGURE 7.4.I

カテゴリー	電池ケース外装へのWh表示	リチウム電池取り扱いラベル	書類要件
1	必要。組電池100Wh以下のみ、但し2008年12月31日以前に製造された組電池は、2010年12月31日までは免除	要	①Lithium ion batteries(リチウムイオン電池)、Not restricted(適用除外)及び該当する包装基準番号(航空貨物運送状「取り扱い注意欄(Handling Information欄)」に必ず記載) ②パッケージがダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ③パッケージがダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ④追加情報の必要な時の連絡先電話番号
2			
3			
5			
6	不要	不要	①Lithium metal batteries(リチウム金属電池)、Not restricted(適用除外)及び該当する包装基準番号(航空貨物運送状「取り扱い注意欄(Handling Information欄)」に必ず記載) ②パッケージがダメージを受けたとき、火災の危険があり、取り扱いに注意が必要なこと ③パッケージがダメージを受けた時の対処、検査、リパックの方法など ④追加情報の必要な時の連絡先電話番号
8			
7	不要	不要	①Lithium ion batteries(リチウムイオン電池)及び/またはLithium metal batteries(リチウム金属電池)、Not restricted(適用除外)及び該当する包装基準番号(航空貨物運送状「取り扱い注意欄(Handling Information欄)」に必ず記載)
4			